

平成25年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成25年9月20日

平成25年9月20日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 報告第1号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄

39番 小 倉 新 一  
41番 大 須 賀 常 政  
43番 小 林 一 男

40番 多 田 晃 一  
42番 三 橋 和 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜 澤 清 明	管理班長	篠 塚 和 広
農地班長	高 橋 重 正	副 主 幹	越 川 泰 克
主 査	伊 藤 健	主任主事	小 川 敦 弘

開会 午後 3時02分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名全員であります。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、13番 高城 博委員、28番 高木 彌委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第5 報告第1号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年9月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

説明の前に訂正がございますので、ページの2ページ目の整理番号4番の備考欄の賃借面積が5,984㎡となつてございますが、5,983㎡と訂正してください。

続いて、整理番号5番につきましても買受面積が10,297㎡となつてございますが、10,927㎡と訂正してください。よろしくお願ひします。

整理番号1番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は、農業生産法人化し新規参入するため、賃借権設定するものです。

整理番号4番、譲受人は、農業生産法人による経営合理化のため、賃借権設定するものです。

整理番号5番、譲受人は、新規就農のため、所有権移転するものです。

整理番号6番、譲受人は、造園業を営んでおり、植木畑として利用するため、所有権移転するものです。

整理番号7番、譲受人は、畜産経営の規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号8番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号9番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

以上の1番から9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件の農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、報告させていただきます。

去る、9月12日、午後1時半より市役所4階会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

整理番号2番については現地調査を行いました。

その他案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号8番 玉造委員。

8番玉造委員 この申請は、譲受人が農業経営規模の拡大を図るために、自宅に近く耕作便利のため申請地を売買により譲り受けるものであります。

なお、譲受人は専業農家でありまして、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自宅からも近く通作利便な申請地を譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番について、21番 林委員。

21番林委員 この申請は、譲渡人が酪農経営を営んでおりまして、個人経営を廃業して知人である譲受人と農業生産法人を設立するために、農地の賃借権設定を行うものであります。

なお、譲渡人は搾乳牛を数えたわけではありませんが60頭ほど、その位飼っておりまして、このたび旭市で畜産経営を行っております譲受人との間で農業生産法人を設立しまして、畜産経営の合理化を行うものであります。今後も自給用の飼料畑として良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたしました。

審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、4番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 この申請は、譲渡人が農業法人を経営しておりますが、このたび生産性の効

率化と経営合理化を図るため、農地に賃借権を設定して農業生産法人化するものであります。

なお、譲渡人は畑地面積、約5ヘクタールを耕作する大規模経営農家であり、生産法人化により効率的な農業経営が可能なることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が定年後に自然環境と生活環境の良い場所で農業をやりたいと希望していたところ、本申請地の売り出しの話があったので譲り受けるものであります。

なお、譲受人は既に申請地を買受済みで、一部は人参等を作付しております。

また、近くに無農薬野菜を生産している農業生産法人の〇〇〇〇との交流があり、無農薬栽培にかかる技術指導を受けているとのことですので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、新規就農者として許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人は東京都の府中市で造園業を営んでおり、実弟である譲渡人名義の申請地を、以前より植木畑として実質的に利用している実兄の譲受人に所有権移転するものであります。通作距離が大変遠くございますが、譲受人は申請地の近くに実弟が以前住んでいた住居を現地事務所兼住居として利用いたしまして、定期的に東京から出張して植木の管理を行っているものであります。

以上のことから、今後も植木畑として良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、40番 多田委員。

40番多田委員 この申請は、譲渡人の主人が今年の6月に亡くなりまして、経営移譲するためのものです。

養豚施設と申請地の農地2筆ありまして、その譲渡ですけれども、買い受け人の方は東京に本社があって生産法人としては畜産会社で、全国で1位か2位かというような大きな会

社でございます。この会社は牧草地として17,200アール位持っている。譲渡されても維持管理が良いであろうというのが私の意見であります。許可が妥当と判断いたしますので、審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 次に、8番、9番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 整理番号8番、9番と関連案件でございますので、一括してご説明いたします。

現地の農地所有者は、佐原にいない人もあるし、いる人は年齢が高い人で耕作がもう厳しくなって出来ません、やっています。それで、もう既に30年近く荒地になっていましたが、近くに譲渡人の田んぼがあり、譲渡人らが話し合いの結果、双方意見が合いまして譲り受けることになりました。

譲渡人は、違う事業をやっておりますが重機なども持っておりますので、これから良好な田んぼにするということでございますので、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

## ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年9月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、譲渡人は平成6年4月20日付け千葉県香支指令第5号の20で、共同住宅として許可を受けておりましたが、景気の低迷により施工に至らずにいた場所を譲受人が専用住宅用地として譲り受け建築するものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。農地法第5条の規定による許可後の計画変更に関わる要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は1件であります。

審査結果について報告します。

整理番号1番、専用住宅用地であり、農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

この案件については、実効性等問題はないとの意見でありました。

よって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、30番 高木委員。

30番高木委員 これは、計画変更の案件であります。

場所は、〇〇〇〇の隣付近になっています。

この申請は議案第3号整理番号4と関連案件であります。

申請地は当初計画人がアパートの建築を計画していた場所で、景気の低迷に伴い、安定的な収入が見込めなくなったため、施工にいたらなかったものです。今後アパートの需要は見込めないため、住宅用地を探していた譲受人へ譲渡することになったものです。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが、地元に戻り住宅を建築する計画で、周辺農地所有者との承諾もあり、計画その他各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年9月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、2番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことあります。

譲受人は、旧佐原市市外で製菓業を営んでおり、現在の場所は店舗及び工場と併用で手狭なため新たに住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号3番、転用を伴う賃借権設定で不燃物処理場用地とのことあります。

譲受人は、リサイクル業を営んでおり、申請地周辺は資材収集等にも適した場所であり、

中間処理場とするものです。

申請地は、用途区域内の農地または生産性の低い小集団の第2種農地と判断されます。周辺農地への被害及び騒音問題等についても説明済みであり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが地元に戻り生活をするため、新たに住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、震災により被災し妻の実家にて同居していますが、手狭なため新たに住宅を建築するものであります。

申請地は、第1種農地とのことでありますが、特例規定施行規則第33条第4号に該当するものと判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で資材置場、駐車場用地とのことであります。

譲受人は、塗装業を営んでおり震災により住居を移転しましたが、旧土地からの資材等の移転がまだだったので隣接地を取得し、資材置場、駐車場とするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

以上のことから、1番から6番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

このうち、整理番号1番、2番、3番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番、2番、3番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 整理番号1から2は関連案件であるため一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですけれども、〇〇〇〇から〇〇〇〇、それと〇〇〇〇へ向かって行って、場所は〇〇〇〇の近くでございます。

譲受人は、現在製菓業を営んでおり、現在の住まいが工場と併設しており手狭なため、新たに住宅を建築する計画とのことでございます。

事業計画地面積の合計が792㎡で過大であります。進入路部分189㎡、急傾斜地によるセットバック部分が113.53㎡のため、有効面積は489.47㎡で問題ありません。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、道路側溝へ接続とのことで問題ありません。

また、隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、30番 高木委員。

30番高木委員 整理番号3番、4番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

3番についての場所は、小見川の〇〇〇〇という、今はもうやっていないですけれども、〇〇〇〇工場の近くであります。ちょうど〇〇〇〇の裏側になります。

譲受人は、リサイクル業を営んでおり、申請地は用途区域内であり、資材収集等にも適した場所であるため、資材置場用地とするものであります。

雨水は自然浸透で、鉄板にて隔離し隣接農地への被害防除も問題なく、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

この申請地は資材置場として使用しているため、始末書案件となっているものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

整理番号4について、ご説明申し上げます。

この申請は、先ほど計画変更で説明した議案第2号整理番号1と関連案件でございます。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが、地元に戻り住宅を建築する計画です。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後水路へ放流とのことです。

また、隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、5番、6番の2件について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 それでは、整理番号5について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、震災により宮城県において被災し、妻の実家で同居していますが、10人で生活して手狭なため、住居を建築する計画であります。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流とのことで問題なく、隣接農地への被害防除対策もなされ、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号6について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、塗装業を営んでおり、震災以後活動の拠点を岩部に移して営業していますが、申請地を購入できることとなったため、資材置場も申請地へ移動する計画とのことです。

雨水は自然浸透で、隣接農地はなく、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

また、申請地は資材置場として使用しているため、始末書案件となっているものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成25年9月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第6次農用地利用集積計画、1番から3番までの設定であります。

賃借権の設定、新規1件、402㎡で、これは田であります。

賃借権の設定、再設定1件、2,000㎡で、これは田であります。

使用貸借権の設定、新規1件、994㎡で、これは畑であります。このうち、田が2,402㎡、畑が994㎡であります。

以上3件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。  
下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年9  
月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件であります。

以上でございます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対  
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時35分